

新計画（案）の土地利用基本計画部分にかかる 3 段比較表

新計画（案）	現行の山形県土地利用基本計画	備 考
<p>新計画における第 1 章から第 4 章までの内容のうち、基本的な方向性などの一部の内容については、現行の土地利用基本計画に記載がありますが、土地利用基本計画においては法定事項でなく、また、国土利用計画と内容が共通しているため、新計画では国土利用計画部分に位置づけ、土地利用基本計画部分から除いています。</p> <p>以下の土地利用基本計画部分は法定事項であり、基本的に現行計画を踏襲していますが、文言の適正化等のため一部を修正しています。</p>		
<p>第 5 章 土地利用の原則及び調整に関する事項</p> <p>1 土地利用の原則</p> <p>第 1 章から第 4 章に定めた内容に沿って土地利用を進めるとともに、土地利用基本計画図に図示された都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の五地域ごとに、それぞれ次の原則に従って適正に行わなければならない。</p> <p>なお、五地域のいずれにも区分されない地域においては、当該地域の特性及び周辺地域との関連等を考慮して適正な土地利用を図るものとする。</p> <p>(1) 都市地域</p> <p>都市地域は、一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域である。</p> <p>人口減少、高齢化の進展等の中で、全体としては市街化圧力と人口密度の低下が見通されることから、これを環境負荷の少ない豊かで暮らしやすい都市形成の好機ととらえ、拡大型から集約型の都市構造や低炭素型の都市構造などを目指し、高齢者や障がい者にとっても暮らしやすいコンパクトな都市の形成を図る必要がある。</p> <p>このため、中心市街地等における都市機能の集積やアクセシビリティの向上を推進しつつ、既成市街地においては、必要に応じて土地利用の高度化を図る。なお、新たな土地需要がある場合には、既存の低未利用地の再利用を優先させる一方、農用地や森林を含む自然的土地利用からの転換は抑制することを基本とする。</p> <p>さらに、美しく良好なまちなみ景観の形成、豊かな居住環境の創出、緑地及び水辺空間の確保等により、美しくゆとりある環境の形成を図る。</p> <p>(注) ※アクセシビリティ：ここでは交通面でのアクセスのしやすさのこと。</p> <p>ア 市街化区域（都市計画法第 7 条第 1 項の市街化区域をいう。以下同じ。）においては、地域の合意を踏まえ、安全性、快適性、利便性等に十分配慮した市街地の開発整備、交通体系の整備、上下水道その他の都市施設の整備を計画的に推進するとともに、当該地域内の樹林地、水辺地等自然環境を形成しているもので、良好な生活環境を維持するために不可欠なものについては、積極的に保護・育成を図るものとする。</p> <p>イ 市街化調整区域（都市計画法第 7 条第 1 項の市街化調整区域をいう。以下同じ。）においては、特定の場合を除き都市的な利用を避け、良好な都市環境を保持するための緑地等の保全を図るものとする。</p> <p>ウ 市街化区域及び市街化調整区域以外の都市地域のうち、用途地域（都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の用途地域をいう。以下同じ。）内の土地利用については、市街化区域における土地利用に準ずるものとし、用途地</p>	<p>3 土地利用の原則</p> <p><u>土地利用は、土地利用基本計画図に図示された都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の五地域ごとに、それぞれ次の原則に従って適正に行わなければならない。</u></p> <p>なお、五地域のいずれにも区分されない地域においては、当該地域の特性及び周辺地域との関連等を考慮して適正な土地利用を図るものとする。</p> <p><u>また、都市が適度に分散し、その周辺を農山漁村が取り巻く本県の県土構造を踏まえ、交通ネットワークの整備によって、拠点性を有する複数の都市や周辺の農山漁村の相互の機能分担、交流・連携を促進することを通じ、効率的な土地利用を図る。</u></p> <p><u>加えて、県土の有効利用の観点から、低未利用地については、新たな土地需要がある場合には優先的に再利用を図る一方、状況に応じて自然の再生を図るなど、地域の実情を踏まえて計画的かつ適正な活用を促進する。特に、都市の低未利用地（空地、空店舗等）については、公共用施設用地や居住・事業所用地等として再利用を図る。農山漁村の耕作放棄地については、県土の有効利用並びに環境や景観保全の観点から、再耕地化を推進するとともに、地域の実情に応じて、周辺土地利用との調整を図りながら他用途への転換等による有効利用を図る。</u></p> <p>(1) 都市地域</p> <p>都市地域は、一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域である。</p> <p>人口減少、高齢化の進展等の中で、全体としては市街化圧力と人口密度の低下が見通されることから、これを環境負荷の少ない豊かで暮らしやすい都市形成の好機ととらえ、拡大型から集約型の都市構造や低炭素型の都市構造なども視野に入れて、高齢者や障がい者にとっても暮らしやすいコンパクトな都市の形成を図る必要がある。</p> <p>このため、中心市街地等における都市機能の集積やアクセシビリティ^{※5}の向上を推進しつつ、既成市街地においては、必要に応じて土地利用の高度化を図る。</p> <p>なお、新たな土地需要がある場合には、既存の低未利用地の再利用を優先させる一方、農用地や森林を含む自然的土地利用からの転換は抑制することを基本とする。</p> <p>さらに、美しく良好なまちなみ景観の形成、豊かな居住環境の創出、緑地及び水辺空間の確保等により、美しくゆとりある環境の形成を図る。</p> <p>(注) ※5 アクセシビリティ：ここでは交通面でのアクセスのしやすさのこと。</p> <p>ア 市街化区域（都市計画法第 7 条第 1 項の市街化区域をいう。以下同じ。）においては、地域の合意を踏まえ、安全性、快適性、利便性等に十分配慮した市街地の開発整備、交通体系の整備、上下水道その他の都市施設の整備を計画的に推進するとともに、当該地域内の樹林地、水辺地等自然環境を形成しているもので、良好な生活環境を維持するために不可欠なものについては、積極的に保護・育成を図るものとする。</p> <p>イ 市街化調整区域（都市計画法第 7 条第 1 項の市街化調整区域をいう。以下同じ。）においては、特定の場合を除き都市的な利用を避け、良好な都市環境を保持するための緑地等の保全を図るものとする。</p> <p>ウ 市街化区域及び市街化調整区域以外の都市地域のうち、用途地域（都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の用途地域をいう。以下同じ。）内の</p>	<p>・国土利用計画と統合・一体化し、文言を整理したことによる変更</p> <p>・文言を整理したことによる変更</p>

新計画（案）の土地利用基本計画部分にかかる 3 段比較表

新計画（案）	現行の山形県土地利用基本計画	備 考
<p>域以外の都市地域においては、土地利用の動向を踏まえ、環境、農林地の保全及び都市機能の無秩序な拡散の抑制に留意しつつ、都市的な利用を認めるものとする。</p> <p>(2) 農業地域 農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域である。 農業地域の土地利用については、食料の長期需給動向に対応した効率的な利用と生産性の向上に努め、県内農業生産力の維持・向上に必要な農用地の確保と整備を図るとともに、不断の良好な管理を通じて県土の保全、水源のかん養や水の一時的貯留機能による洪水被害の防止や軽減、自然環境の保全等の農業の有する多面的機能の発揮を図る。</p> <p>ア 農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号の農用地区域をいう。以下同じ。)内の土地は、農業生産の基盤として確保されるべき土地であることにかんがみ、土地改良等の農業基盤の整備を計画的に推進するとともに、他用途への転用は行わないものとする。</p> <p>イ 農用地区域を除く農業地域内の農地等については、都市計画等農業以外の土地利用計画との調整を了した場合には、その転用は極力調整された計画等を尊重し、農業生産力の高い農地、集団的に存在している農地、又は農業に対する公共投資の対象となった農地(以下「優良農地」という。)は、後順序に転用されるよう努めるものとする。農業以外の土地利用計画との調整を了しない地域及び農業以外の土地利用計画の存しない地域においては、優良農地の転用は原則として行わないものとする。</p> <p>(3) 森林地域 森林地域は森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する多面的機能の維持増進を図る必要がある地域である。 森林地域の土地利用については、森林が、木材生産等の経済的機能及び県土の保全、水源のかん養、保健休養、自然環境の保全等の公益的機能に加え、特に、近年は、地球温暖化を緩和する二酸化炭素吸収源としての役割が期待されていることを踏まえ、これらの機能を効果的・総合的に発揮しうよう、必要な森林の確保と整備を図る。 農山漁村集落周辺の森林(里山の森林)は、多様な動植物の生息・生育空間であり、美しい自然景観を形成する憩いの場でもあることから、適切な保全・管理により自然の営みと人の営みの調和を図る。さらに、原生的な森林や貴重な動植物が生息・生育する森林等自然環境の保全を図るべき森林については、その適正な維持・管理を図る。</p> <p>ア 保安林(森林法第25条第1項の保安林及び同法第41条により指定された保安施設区域をいう。以下同じ。)の区域については、<u>県土</u>の保全、水源かん養、生活環境の保全等の<u>多面的機能</u>の積極的な維持増進を図るべきものであることにかんがみ、適正な管理を行うとともに他用途への転用は行わないものとする。</p> <p>イ 保安林の区域以外の森林地域については、経済的機能及び公益的機能の維持増進を図るものとし、特に次の森林地域は、極力他用途への転用を避けるものとする。 ○ 林地の保全に特に留意すべき森林 ○ 施業方法を特定されている森林 ○ 水源として依存度の高い森林 ○ 優良人工造林地又はこれに準ずる天然林</p> <p>なお、森林を他用途へ転用する場合には、森林の保続培養と林業経営の安定に留意しつつ、災害の発生、環境の悪化等の支障を及ぼすことのないよう十分配慮するものとする。</p>	<p>土地利用については、市街化区域における土地利用に準ずるものとし、用途地域以外の都市地域においては、土地利用の動向を踏まえ、環境、農林地の保全及び都市機能の無秩序な拡散の抑制に留意しつつ、都市的な利用を認めるものとする。</p> <p>(2) 農業地域 農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域である。 農業地域の土地利用については、食料の長期需給動向に対応した効率的な利用と生産性の向上に努め、県内農業生産力の維持・向上に必要な農用地の確保と整備を図るとともに、不断の良好な管理を通じて県土の保全、水源のかん養や水の一時的貯留機能による洪水被害の防止や軽減、自然環境の保全等の農業の有する多面的機能の維持を図る。</p> <p>ア 農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号の農用地区域をいう。以下同じ。)内の土地は、農業生産の基盤として確保されるべき土地であることにかんがみ、土地改良等の農業基盤の整備を計画的に推進するとともに、他用途への転用は行わないものとする。</p> <p>イ 農用地区域を除く農業地域内の農地等については、都市計画等農業以外の土地利用計画との調整を了した場合には、その転用は極力調整された計画等を尊重し、農業生産力の高い農地、集団的に存在している農地、又は農業に対する公共投資の対象となった農地(以下「優良農地」という。)は、後順序に転用されるよう努めるものとする。農業以外の土地利用計画との調整を了しない地域及び農業以外の土地利用計画の存しない地域においては、優良農地の転用は原則として行わないものとする。</p> <p>(3) 森林地域 森林地域は森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域である。 森林地域の土地利用については、森林が、木材生産等の経済的機能及び水源のかん養、保健休養、自然環境の保全等の公益的機能に加え、特に、近年は、温室効果ガス吸収源としての役割が期待されていることを踏まえ、これらの機能を効果的・総合的に発揮しうよう、必要な森林の確保と整備を図る。 農山漁村集落周辺の森林(里山の森林)は、多様な動植物の生息・生育空間であり、美しい自然景観を形成する憩いの場でもあることから、適切な保全・管理により自然の営みと人の営みの調和を図る。 さらに、原生的な森林や貴重な動植物が生息・生育する森林等自然環境の保全を図るべき森林については、その適正な維持・管理を図る。</p> <p>ア 保安林(森林法第25条第1項の保安林及び同法第41条により指定された保安施設区域をいう。以下同じ。)の区域については、<u>国土</u>保全、水源かん養、生活環境の保全等の<u>諸機能</u>の積極的な維持増進を図るべきものであることにかんがみ、適正な管理を行うとともに他用途への転用は行わないものとする。</p> <p>イ 保安林の区域以外の森林地域については、経済的機能及び公益的機能の維持増進を図るものとし、特に次の森林地域は、極力他用途への転用を避けるものとする。 ○ 林地の保全に特に留意すべき森林 ○ 施業方法を特定されている森林 ○ 水源として依存度の高い森林 ○ 優良人工造林地又はこれに準ずる天然林</p> <p>なお、森林を他用途へ転用する場合には、森林の保続培養と林業経営の安定に留意しつつ、災害の発生、環境の悪化等の支障を及ぼすことのないよう十分配慮するものとする。</p>	<p>・ 文言を適正化したことによる変更</p> <p>・ 文言を適正化したことによる変更</p> <p>・ 文言を適正化したことによる変更</p>

新計画（案）の土地利用基本計画部分にかかる 3 段比較表

新計画（案）	現行の山形県土地利用基本計画	備 考
<p>(4) 自然公園地域 自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域である。 自然公園地域の土地利用については、自然公園が優れた自然の風景地であり、その利用を通じて県民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与するものであることにかんがみ、優れた自然の保護とその適正な利用を図るものとする。</p> <p>ア 特別保護地区（自然公園法第21条第1項の特別保護地区をいう。以下同じ。）については、その設定の趣旨に即して、その景観の厳正な維持を図るものとする。</p> <p>イ 特別地域（自然公園法第20条第1項及び第73条第1項の特別地域をいう。以下同じ）については、その設定の趣旨に即して、その風致の維持を図るものとする。</p> <p>ウ その他の自然公園地域については、大規模な開発その他自然公園としての風景地の保護に支障をきたすおそれのある土地利用は極力避けるものとする。</p> <p>(5) 自然保全地域 自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全を図る必要がある地域である。 自然保全地域の土地利用については、自然環境が人間の健康的で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、広く県民が、その恵沢を享受するとともに、将来の県民に自然環境を継承することができるよう、積極的に保全を図るものとする。</p> <p>ア 特別地区（自然環境保全法第25条第1項及び山形県自然環境保全条例第10条第1項の特別地区をいう。以下同じ。）においては、その指定の趣旨に即して、特定の自然環境の状況に対応した適正な保全を図るものとする。</p> <p>イ その他の自然保全地域については、原則として土地の利用目的を変更しないものとする。</p> <p>2 5地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針 都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域又は自然保全地域のうち、2地域が重複している地域においては、次に掲げる調整指導方針に即し、また、3以上の地域が重複する地域においては、次に掲げる調整指導方針におけるそれぞれの関係からみた優先順位、指導の方向等を考慮して、<u>第1章から第4章に定めた内容</u>に沿った適正かつ合理的な土地利用を図るものとする。</p> <p>(1) 都市地域と農業地域とが重複する地域 ア 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と農用地区域とが重複する場合 農用地としての利用を優先するものとする。 イ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と農用地区域以外の農業地域とが重複する場合 土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整及び都市機能の無秩序な拡散の抑制を図りながら都市的な利用を認めるものとする。</p>	<p>(4) 自然公園地域 自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域である。 自然公園地域の土地利用については、自然公園が優れた自然の風景地であり、その利用を通じて県民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与するものであることにかんがみ、優れた自然の保護とその適正な利用を図るものとする。</p> <p>ア 特別保護地区（自然公園法第21条第1項の特別保護地区をいう。以下同じ。）については、その設定の趣旨に即して、その景観の厳正な維持を図るものとする。</p> <p>イ 特別地域（自然公園法第20条第1項及び第73条第1項の特別地域をいう。以下同じ）については、その設定の趣旨に即して、その風致の維持を図るものとする。</p> <p>ウ その他の自然公園地域については、大規模な開発その他自然公園としての風景地の保護に支障をきたすおそれのある土地利用は極力避けるものとする。</p> <p>(5) 自然保全地域 自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全を図る必要がある地域である。 自然保全地域の土地利用については、自然環境が人間の健康的で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、広く県民が、その恵沢を享受するとともに、将来の県民に自然環境を継承することができるよう、積極的に保全を図るものとする。</p> <p>ア 特別地区（自然環境保全法第25条第1項及び山形県自然環境保全条例第10条第1項の特別地区をいう。以下同じ。）においては、その指定の趣旨に即して、特定の自然環境の状況に対応した適正な保全を図るものとする。</p> <p>イ その他の自然保全地域については、原則として土地の利用目的を変更しないものとする。</p> <p>II 土地利用の調整に関する事項 1 5地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針 都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域又は自然保全地域のうち、2地域が重複している地域においては、次に掲げる調整指導方針に即し、また、3以上の地域が重複する地域においては、次に掲げる調整指導方針におけるそれぞれの関係からみた優先順位、指導の方向等を考慮して<u>I—2に掲げる地域別の土地利用の基本方向</u>に沿った適正かつ合理的な土地利用を図るものとする。</p> <p>(1) 都市地域と農業地域とが重複する地域 ア 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と農用地区域とが重複する場合 農用地としての利用を優先するものとする。 イ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と農用地区域以外の農業地域とが重複する場合 土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整及び都市機能の無秩序な拡散の抑制を図りながら都市的な利用を認めるものとする。</p>	<p>文言を整理したことによる変更</p>

新計画（案）の土地利用基本計画部分にかかる 3 段比較表

新計画（案）	現行の山形県土地利用基本計画	備 考
<p>(2) 都市地域と森林地域とが重複する地域 ア 都市地域と保安林の区域とが重複する場合 保安林としての利用を優先するものとする。</p> <p>イ 市街化区域及び用途地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合 都市的な利用を優先するが、緑地としての森林の保全に努めるものとする。</p> <p>ウ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合 森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調整及び都市機能の無秩序な拡散の抑制を図りながら都市的な利用を認めるものとする。</p> <p>(3) 都市地域と自然公園地域とが重複する地域 ア 市街化区域及び用途地域と自然公園地域とが重複する場合 自然公園としての機能をできる限り維持するよう調整を図りながら、都市的利用を図っていくものとする。</p> <p>イ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地域とが重複する場合 自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。</p> <p>ウ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合 両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。</p> <p>(4) 都市地域と自然保全地域とが重複する地域 ア 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地区とが重複する場合 自然環境としての保全を優先するものとする。</p> <p>イ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合 両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。</p> <p>(5) 農業地域と森林地域とが重複する地域 ア 農業地域と保安林の区域とが重複する場合 保安林としての利用を優先するものとする。</p> <p>イ 農用地区域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合 原則として、農用地としての利用を優先するが、農業上の利用との調整を図りながら森林としての利用を認めるものとする。</p> <p>ウ 農用地区域以外の農業地域と保安林区域以外の森林地域とが重複する場合 森林としての利用を優先するが、森林としての利用との調整を図りながら、農業上の利用を認めるものとする。</p> <p>(6) 農業地域と自然公園地域とが重複する地域 ア 農業地域と特別地域とが重複する場合 自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。</p> <p>イ 農業地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合 両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。</p>	<p>(2) 都市地域と森林地域とが重複する地域 ア 都市地域と保安林の区域とが重複する場合 保安林としての利用を優先するものとする。</p> <p>イ 市街化区域及び用途地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合 都市的な利用を優先するが、緑地としての森林の保全に努めるものとする。</p> <p>ウ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合 森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調整及び都市機能の無秩序な拡散の抑制を図りながら都市的な利用を認めるものとする。</p> <p>(3) 都市地域と自然公園地域とが重複する地域 ア 市街化区域及び用途地域と自然公園地域とが重複する場合 自然公園としての機能をできる限り維持するよう調整を図りながら、都市的利用を図っていくものとする。</p> <p>イ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地域とが重複する場合 自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。</p> <p>ウ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合 両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。</p> <p>(4) 都市地域と自然保全地域とが重複する地域 ア 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地区とが重複する場合 自然環境としての保全を優先する。</p> <p>イ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合 両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。</p> <p>(5) 農業地域と森林地域とが重複する地域 ア 農業地域と保安林の区域とが重複する場合 保安林としての利用を優先するものとする。</p> <p>イ 農用地区域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合 原則として、農用地としての利用を優先するものとするが、農業上の利用との調整を図りながら森林としての利用を認めるものとする。</p> <p>ウ 農用地区域以外の農業地域と保安林区域以外の森林地域とが重複する場合 森林としての利用を優先するものとするが、森林としての利用との調整を図りながら、農業上の利用を認めるものとする。</p> <p>(6) 農業地域と自然公園地域とが重複する地域 ア 農業地域と特別保護地区及び特別地域とが重複する場合 自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。</p> <p>イ 農業地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合 両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。</p>	<p>・環境省への照会等を踏まえた、文言の適正化による変更</p>

新計画（案）の土地利用基本計画部分にかかる 3 段比較表

新計画（案）	現行の山形県土地利用基本計画	備 考												
<p>(7) 農業地域と自然保全地域とが重複する地域 ア 農業地域と特別地区とが重複する場合 自然環境としての保全を優先するものとする。</p> <p>イ 農業地域と特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合 両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。</p> <p>(8) 森林地域と自然公園地域とが重複する地域 両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。</p> <p>(9) 森林地域と自然保全地域とが重複する地域 両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。</p> <p>3 その他考慮すべき事項 (1) 市町村の策定する計画等への配慮 県内各市町村において、地域の特性をいかした総合的な土地利用計画の策定を進めている場合には、<u>上記 2 の調整指導方針や個別規制法と調整しつつ、その計画に沿った適正な土地利用が図られるよう配慮する。</u> また、土地利用に関する諸計画の策定や施策の推進にあたり、市町村の総合的な土地利用計画について配慮し、望ましい土地利用の実現を図っていく。</p> <p>(2) 土地利用規制の及ばない地域の発生への対応 森林地域等における開発により個別規制法の規制が及ばない地域が生じ、将来の無秩序な開発等が懸念される場合には、<u>速やかな個別規制法の区域・地域の指定等の措置を講じ、適正な土地利用の規制・誘導を図る。</u></p> <p>(参 考) 土地利用基本計画図について <u>国土利用計画法施行令第 2 条に基づき、土地利用基本計画には、縮尺五万分の一の地形図により、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域を定める。</u> <u>なお、計画図は紙面に限られず、GIS データであっても差し支えないものとする。</u></p>	<p>(7) 農業地域と自然保全地域とが重複する地域 ア 農業地域と特別地区とが重複する場合 自然環境としての保全を優先するものとする。</p> <p>イ 農業地域と特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合 両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。</p> <p>(8) 森林地域と自然公園地域とが重複する地域 両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。</p> <p>(9) 森林地域と自然保全地域とが重複する地域 両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。</p> <p>2 その他考慮すべき事項 (1) 市町村の策定する計画等への配慮 <u>県内各市町村においては、土地利用の混在、市街地の無秩序な拡大といった土地利用に関する諸問題に対し、適正かつ合理的な土地利用を図るため、住民参加と創意工夫のもと、地域の特性をいかした総合的な土地利用計画の策定を進めている。</u> <u>こうした計画が策定されている場合には、上記 1 の調整指導方針や個別規制法と調整しつつ、その計画に沿った適正な土地利用が図られるよう配慮するものとする。</u> また、土地利用に関する諸計画の策定や施策の推進にあたっては、市町村の総合的な土地利用計画について配慮し、望ましい土地利用の実現を図っていくものとする。</p> <p>(2) 土地利用規制の及ばない地域の発生への対応 森林地域等における開発により個別規制法の規制が及ばない地域が生じ、将来の無秩序な開発等が懸念される場合には、<u>すみやかな個別規制法の区域・地域の指定等の措置を講じ、適正な土地利用の規制・誘導を図るものとする。</u></p> <p>III 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画 <u>別表に掲げた公的機関を主体とする開発保全整備計画については、当該計画に基づく事業が円滑に実施されるよう土地利用上配慮するものとする。</u></p> <p>(別表)</p> <table border="1" data-bbox="1041 1423 1849 1598"> <thead> <tr> <th>計画名</th> <th>事業目的</th> <th>規模</th> <th>位 置</th> <th>計画主体</th> <th>事業主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山形ニュータウン</td> <td>新都市開発整備</td> <td>254</td> <td>山形市大字松原 上山市金瓶、久保手、北町</td> <td>山形県 山形市 上山市</td> <td>県、山形市、上山市、 独立行政法人都市再生機構</td> </tr> </tbody> </table>	計画名	事業目的	規模	位 置	計画主体	事業主体	山形ニュータウン	新都市開発整備	254	山形市大字松原 上山市金瓶、久保手、北町	山形県 山形市 上山市	県、山形市、上山市、 独立行政法人都市再生機構	<p>・ 現況を踏まえ、文言を適正化したことによる変更</p> <p>・ 文言を適正化したことによる変更</p> <p>・ 確認結果を踏まえた変更</p> <p>・ 国土利用計画と統合・一体化したことによる変更</p>
計画名	事業目的	規模	位 置	計画主体	事業主体									
山形ニュータウン	新都市開発整備	254	山形市大字松原 上山市金瓶、久保手、北町	山形県 山形市 上山市	県、山形市、上山市、 独立行政法人都市再生機構									